

消費者教育推進地区便り

南部学区版 第16号 2019.7



南部学区の皆さま、こんにちは。静岡市市民局生活安心安全課消費生活センターです。

昨年度は消費者教育推進モデル地区としてご協力頂きありがとうございました。

今年度は、「くらしの出張教室」や「推進地区便り」に加え、生涯学習センターや高松中学校でも悪質商法の被害にあわないよう、講座などの啓発活動を実施する予定です。今後もくらしに役立つ情報をお知らせしていきますので、よろしくお願いたします。

悪質商法の手口もますます多様化・巧妙化しています。自分も被害にあうかもしれないという意識を持ち、確かな知識や情報を得て身を守るようにしていきましょう。

電話勧誘販売に注意

血圧が
下がりますよ



消費者庁イラスト集より

「今回キャンペーンでお安く健康食品を販売します。今、この電話で申し込みいただければ通常¥5,000のところを今回に限り¥1,000で販売します。血液がサラサラになり、血圧も下がりますよ！」などと、突然電話がかかってきて、断り切れず購入をしてしまうケースがありますが、注意が必要です。

《注 意 点》・「安い」と言われても、適正価格であるかはその場で判断できません。

- ・「健康食品」は薬ではなく、食品の一種。「血液サラサラ」など薬効をうたうことはできません。
- ・特定の成分が濃縮されているものが多く、過剰摂取や服用している薬との飲み合わせで健康被害を引き起こすおそれもあります。

《アドバイス》・自分に必要なければその場でキッパリ断りましょう。

- ・薬を服用している場合は、必ず医師に確認しましょう。
- ・購入する場合は価格、事業者の連絡先、返品や解約の条件、一回ごとの購入か定期購入か、などもよく確認する必要があります。その場での契約は避けましょう。
- ・電話勧誘販売であれば、クーリング・オフができる場合もあります。



目につく所に貼っておきましょう



悪質商法の被害にあわないための五ヶ条

一、いらないものは「いいません！」とキッパリ断る

二、知らない人からの電話や訪問にはご用心！

三、その場ですぐに契約しない

四、うまい話は疑ってかかる

五、おかしいと思ったら誰かに相談



通話録音装置などの購入に補助金を交付します

しつこい電話勧誘に困ったことはありませんか？
通話録音装置等を設置すれば、勧誘や脅迫まがいの
売り込み、詐欺や「アポ電」など犯罪につながる
迷惑電話を減らすことができます。
8月5日から補助金申請の申し込みを受け付けます。
申請方法等の詳細は静岡市のホームページ、または町内の
組回覧（7月下旬回覧予定）をご覧ください。



この電話は会話
内容が自動録音
されます

発行 静岡市市民局生活安心安全課 消費生活センター

〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号

消費生活に関する相談は、054-221-1056まで

（専門の相談員による相談時間：平日9時～16時）

くらしの出張教室などの申込みは、054-221-1054 FAX 054-221-1291まで